

国立大学法人広島大学の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

- ・ 役員の報酬については、「役員報酬規則」において、各役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、期末特別手当(賞与)の支給額を100分の10の範囲内で増減できることとしている。

役員報酬基準の改定内容

法人の長

4月改正

国家公務員の給与水準を考慮し、本給の月額を平均6.7%引き下げた。ただし、経過措置として、平成18年4月1日に任期途中の者で、改正以降に受ける本給の月額が平成18年3月31日に受けていた本給の月額に達しない場合は、任期の末日までの間、本給の月額にその差額を加えて支給することとした。

国家公務員の給与改定(平成17年12月1日施行)を参考に、12月期に支給する期末特別手当(賞与)の支給月数を引き上げた。(0.05月引き上げ)

在職期間における業績を勘案し、期末特別手当(賞与)の支給額を増減する場合は、経営協議会の議を経て100分の10の範囲内で行う旨、そのルール及び範囲を明確にした。

理事

- ・ 法人の長と同じ

理事(非常勤)

4月改正

- ・ 国家公務員の給与水準を考慮し、本給の月額を平均6.7%引き下げた。ただし、経過措置として、平成18年4月1日に任期途中の者で、改正以降に受ける本給の月額が平成18年3月31日に受けていた本給の月額に達しない場合は、任期の末日までの間、本給の月額にその差額を加えて支給することとした。

監事

- ・ 法人の長と同じ

監事(非常勤)

- ・ 理事(非常勤)と同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	20,616	14,676	5,940	()		
理事 (6人)	94,421	65,808	26,594	1,253 636 130 (通勤手当) (単身赴任手当) (初任給調整手当)		
理事 (非常勤) (1人)	2,520	2,520		()		3月31日:1名
監事 (1人)	11,434	8,736	2,354	344 (通勤手当)	4月1日:1名	
監事 (非常勤) (1人)	1,944	1,944		()	4月1日:1名	

注:「その他(内容)」欄中、「初任給調整手当」は本来理事に対して支給する手当ではないが、平成18年度において誤って支給したため計上しているものである。(当該手当の誤支給分については、既に平成19年度の報酬において返戻処理を行っている。)

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間 年 月	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長					該当者なし
理事					該当者なし
監事					該当者なし

職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

人件費管理の基本方針

- ・ 教育・研究活動の活性化と質的向上及び大学運営に係る人材の有効活用に資するため、教職員給与の適正化を推進し、全学的視点からの人件費(人員)管理を行う。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

- ・ 本給表の改定に当たっては、社会一般の情勢を判断する上で、極めて客観性・合理性のある国家公務員の俸給表を参考にするものとする。ただし、教育職本給表については、社団法人国立大学協会が作成する各国立大学法人の給与表作成の参考となる資料などを参考にするものとする。
- ・ 諸手当及び業績手当(賞与)の改定に当たっては、社会一般の情勢並びに本学職員の勤務の実績、地域的な諸条件及び財務状況等を考慮して行うものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

- ・ 人件費の範囲内で、職員の勤務成績に応じて、昇給・昇格や勤勉手当に反映させている。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容	
基本給: 本給	昇給:	毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、2号俸から8号俸までの範囲内で昇給させることができる。
	昇格:	職員の勤務成績が優秀である場合には、その者が従事する職務に応じ、1級上位の級に昇格させることができる。
賞与: 勤勉手当(査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6月以内の期間における勤務成績に応じて決定された成績率により支給することができる。	

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

4月改正

国家公務員の給与の改定を参考に、本給表の級の統合及び号俸の4分割化を行った上で、本給月額を引き下げた。(事務・技術職員の場合:平均4.8%。改正以降に受ける本給の月額が平成18年3月31日に受けていた本給の月額に達しない場合は、本給の月額にその差額を加えて支給)

国家公務員の給与の改定を参考に、普通昇給(定期昇給)及び特別昇給(勤務成績が特に優秀な場合に行う昇給)の実施時期を年1回(1月1日)に統一した上で一本化し、勤務成績に応じた5段階の区分及び区別に昇給号俸数を設けた昇給制度を導入した。

国家公務員の給与の改定を参考に、本給の調整額を引き下げた。(改正以降に受ける本給の調整額が平成18年3月31日に受けていた本給の調整額に達しない場合は、本給の調整額にその差額を加えて支給)

著しく負担のかかる職務を付加された職員に対して支給する職務付加手当の支給対象職務を追加した。(多学年学級担当教員:5,000円(月額)、専門看護師:5,000円(月額)、認定看護師:3,000円(月額)、附属学校の入学試験問題作成委員:30,000~10,000円(いずれも月額、学校の区分(高等学校~幼稚園)に応じて定額))

国家公務員の給与の改定を参考に、調整手当を廃止し、地域手当を新設した。(支給率 キャンパス間のバランスを考慮し、広島市勤務者:4%、広島市以外勤務者:1%)

著しく危険又は困難な勤務その他特殊な勤務に従事した職員に支給する特殊勤務手当の支給対象業務に、突発的に深夜に発生した学生が関与する事件又は事故へ大学教員が対応する業務を追加した。(1事案:5,000円)

国家公務員の給与の改定を参考に、勤勉手当(賞与)の支給月数を6月期については0.01月分引き上げ、12月期については、0.015月分引き下げた。(優秀者等の分布率を拡大)

7月改正

管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する管理職手当の支給対象職種を追加した。(企画調整官を追加)

宿日直業務の一部廃止に伴い、宿日直手当の支給区分を見直した。(看護師長当直の区分を廃止)

2 職員給与の支給状況

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	2,688	44.2	7,435	5,397	114	2,038
事務・技術	575	43.0	5,778	4,237	172	1,541
教育職種 (大学教員)	1,426	47.3	8,949	6,458	116	2,491
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	396	35.1	4,806	3,532	42	1,274
技能・労務職種	3	49.8	4,863	3,576	106	1,287
海事職種	8	47.5	7,367	5,344	0	2,023
海技職種	3	36.2	4,979	3,634	0	1,345
教育職種 (附属高校教員)	96	44.4	7,390	5,417	80	1,973
教育職種 (附属義務教育学校教員)	90	42.6	7,232	5,311	106	1,921
医療職種 (病院医療技術職員)	86	44.5	6,055	4,404	97	1,651
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
その他医療職種 (看護師)	4	51.0	6,143	4,478	85	1,665

在外職員	該当者なし					
------	-------	--	--	--	--	--

任期付職員	該当者なし					
事務・技術	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

再任用職員	1					
事務・技術	1					
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	50	50.9	3,682	2,726	221	956
事務・技術	42	49.9	3,233	2,407	242	826
教育職種 (大学教員)	5	60.3	7,373	5,352	119	2,021
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	1					
その他	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、調理師及び看護助手の業務を行う職種を示す。

注3:「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、通信長、航海士及び機関士の業務を行う職種を示す。

注4:「海技職種」とは、船舶等の甲板長、甲板員、機関員及び司厨員の業務を行う職種を示す。

注5:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注6:非常勤職員のその他は、非常勤の技能・労務職種を示す。

注7:常勤職員のその他医療職種(医療技術職員)、再任用職員の事務・技術、非常勤職員の医療職種(病院看護師)及びその他については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	千円		第3分位
看護部長	1		-	-	7,603	-
副看護部長	4	48.3	-	-	6,937	-
看護師長	30	50.9	6,453	6,453	5,780	7,393
副看護師長	65	42.3	5,206	5,206	4,245	6,327
看護師	291	31.2	3,680	3,680	5,533	4,531
准看護師	5	58.9	5,559	5,559	5,572	5,572

注1:看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1四分位」及び「第3四分位」の額については記載していない。

職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		グループ員	主任 グループ員	主査 主任	副課長 主査	課長 副課長
人員 (割合)	575人	68人 (11.8%)	70人 (12.2%)	284人 (49.4%)	91人 (15.8%)	41人 (7.1%)
年齢(最高 ~最低)		30~21歳	54~27歳	59~33歳	59~46歳	59~44歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		2,784~1,754千円	4,019~2,416千円	5,088~2,432千円	5,493~4,403千円	7,192~4,786千円
年間給与 額(最高 ~最低)		3,687~2,398千円	5,406~3,300千円	7,024~3,324千円	7,579~6,182千円	9,511~6,765千円

区分	6級	7級	8級	9級
標準的な職位	課長	部長	部長	学長が特に必要と認める職
人員 (割合)	15人 (2.6%)	5人 (0.9%)	1人 (0.2%)	該当者なし
年齢(最高 ~最低)	59~51歳	59~43歳	~歳	~歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)	7,837~5,540千円	8,350~6,561千円	~千円	~千円
年間給与 額(最高 ~最低)	10,599~7,677千円	11,295~9,120千円	~千円	~千円

注: 8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高~最低)」以下の事項については記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		学長が特に必要と認める職	助手 助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	1,426人	該当者なし	351人 (24.6%)	91人 (6.4%)	418人 (29.3%)	566人 (39.7%)
年齢(最高 ~最低)			62~27歳	59~30歳	62~31歳	62~40歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)			6,107~3,153千円	6,918~3,912千円	7,987~4,080千円	9,852~5,768千円
年間給与 額(最高 ~最低)			8,208~4,271千円	9,591~5,256千円	10,638~5,640千円	13,497~8,122千円

医療職員(病院看護師)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	396人	5人 (1.3%)	291人 (73.5%)	65人 (16.4%)	30人 (7.6%)	4人 (1.0%)	1人 (0.3%)	該当者なし
年齢(最高～最低)		59～58歳	58～22歳	59～30歳	59～37歳	54～44歳		
所定内給与年額(最高～最低)		4,110～3,912千円	4,761～2,344千円	5,609～3,375千円	5,393～3,928千円	6,203～4,835千円		
年間給与額(最高～最低)		5,614～5,354千円	6,584～3,203千円	7,642～4,641千円	7,574～5,654千円	8,436～6,834千円		

注:6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 教育職員(大学教員) / 医療職員(病院看護師))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.0%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	33.0%	34.1%
	最高～最低	46.7～32.2%	45.2～28.6%	44.0～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	68.8%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.1%	31.2%	32.6%
	最高～最低	39.9～31.2%	36.8～28.4%	36.6～29.8%

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	62.6%	65.6%	64.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	37.4%	34.4%	35.8%
	最高～最低	46.3～32.0%	45.3～29.4%	44.2～30.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.7%	68.7%	67.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.3%	31.3%	32.8%
	最高～最低	42.7～31.6%	42.3～26.1%	42.4～29.6%

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.6	67.6	66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.4	32.4	33.8
	最高～最低	46.7～32.6	39.4～29.7	43.0～31.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.4	68.3	66.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.6	31.7	33.1
	最高～最低	39.9～31.0	36.8～27.7	38.3～29.6

職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

85.2

対他の国立大学法人等

97.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

97.9

(医療職員(病院看護師))

对国家公務員(医療職(三))

95.1

対他の国立大学法人等

98.6

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

・教育職員(大学教員)と平成15年度の教育職(一)との比較指標

对国家公務員(平成15年度の教育職(一))

98.6

総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増 減	中期目標期間開始時(平成16年 度)からの増 減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 23,555,024	千円 23,601,812	千円 (%) 46,788 (0.2)	千円 (%) 367,233 (1.5)
退職手当支給額 (B)	千円 2,704,634	千円 2,830,344	千円 (%) 125,710 (4.4)	千円 (%) 24,824 (0.9)
非常勤役員等給与 (C)	千円 5,154,672	千円 4,482,159	千円 (%) 672,513 (15.0)	千円 (%) 1,337,523 (35.0)
福利厚生費 (D)	千円 3,547,735	千円 3,455,704	千円 (%) 92,031 (2.7)	千円 (%) 191,662 (5.7)
最広義人件費 (A + B + C + D)	千円 34,962,065	千円 34,370,019	千円 (%) 592,046 (1.7)	千円 (%) 1,186,776 (3.5)

注:「非常勤役員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成17年度)との比較について

「給与、報酬等支給総額」の減額理由

国から交付される運営費交付金(以下「運営費交付金」という。)の削減に対し実施した人員削減及び欠員数の増加等により、減額となったもの。

「最広義人件費」の増額理由

1) 退職手当支給額

役員の退職者がいなかったこと及び職員の退職者のうち退職手当の支給率が高い者が減少したことにより、減額となったもの。

2) 非常勤役員等給与

外部資金、病院診療収入などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加及び地域手当を新設したことにより、増額となったもの。

3) 福利厚生費

法定福利費に係る保険料率の引き上げに伴う事業主負担額の増加及び適用職員が増加したことにより、増額となったもの。

2. 人件費削減の取組状況について

中期目標における取組

「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画(以下「総人件費改革の実行計画」という。)を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画における取組

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

上記 及び の進捗状況

・基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」 … a	23,601,812 千円
・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」 … b	23,555,024 千円
・当年度(平成18年度)までの「人件費削減率」	
計算式 = $(b - a) \div a \times 100$	0.2

3. その他

・当年度(平成18年度)の「給与、報酬等支給総額」 … a	23,555,024 千円
・基準年度(平成17年度)の「人件費予算相当額」 … b	24,993,046 千円
・「人件費の削減率」(対人件費予算相当額)	

$$\text{計算式} = (a - b) \div b \times 100 \quad 5.8$$

法人が必要と認める事項

特になし